

令和6年度胃がん検診(胃部エックス線検査)精度管理調査結果【検診機関】

医療機関所在地 (受託医療機関数)	野々市市 (2)	津幡町※ (1)	金沢市 医師会 (30)	石川県成人病 予防センター	石川県 予防医学協会
集団/個別	個別	個別	個別	集団	集団
回答医療機関数	2	1	－	－	－
1. 対象者への説明					
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しましたか	2	1	○	○	○
(2) 精密検査の方法について説明しましたか(胃部エックス線検査の精密検査としては胃内視鏡検査を行うこと、及び胃内視鏡検査の概要など)	2	1	○	○	○
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか	2	1	○	○	○
(4) 検診の有効性(胃部エックス線検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけれられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか	2	1	○	○	○
(5) 検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	2	1	○	○	○
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	2	1	○	○	○
2. 問診、胃部エックス線撮影の精度管理					
(1) 検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査としましたか	2	1	○	○	○
(2) 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか	2	1	○	○	○
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	2	1	○	○	○
(4) 胃部エックス線撮影の機器の種類を仕様書で明らかにし、日本消化器がん検診学会の定める仕様基準を満たしていますか	2	1	×	○	○
(5) 胃部エックス線撮影の枚数は最低8枚とし、仕様書にも撮影枚数を明記していましたか	2	1	○	○	○
(6) 胃部エックス線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとし、仕様書に体位及び方法を明記していましたか	2	1	○	○	○
(7) 胃部エックス線撮影において、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意していましたか	2	1	○	○	○
(8) 胃部エックス線撮影に携わった技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得していましたか	1	1	×	○	○
(9) 自治体や医師会等から求められた場合、胃部エックス線撮影に携わった技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しましたか	1	1	○	○	○
3. 胃部エックス線撮影の精度管理					
(1) 自治体や医師会等から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認定医数を報告しましたか	2	1	○	○	○
(2) 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医でしたか	2	1	×	○	○
(3) 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影していましたか	2	1	○	○	○
(4) 胃部エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか	2	1	○	○	○
(5) 胃部エックス線による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	2	1	○	○	○
4. システムとしての精度管理					
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされたか	2	1	○	○	○
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	2	1	○	○	○
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか	2	1	○	○	○
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の胃がん専門家を交えた会)を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか	2	1	○	○	○
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか	2	1	○	○	○
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行いましたか	2	1	○	○	○
(7) 都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考に改善に努めましたか					
評価	－	－	B	A	A
評価Aの医療機関数	2	1	－	－	－
評価Bの医療機関数	0	0	－	－	－
評価Cの医療機関数	0	0	－	－	－
評価Dの医療機関数	0	0	－	－	－
評価Zの医療機関数	0	0	－	－	－

※津幡町は胃部エックス線検査の個別検診を実施していないが、金沢市と個別契約している医療機関について記載

【評価】

A: 27(25)項目全て満たす
B: 1～6項目満たしていない
C: 7～12項目満たしていない
D: 13項目以上満たしていない
Z: 回答なし

令和6年度胃がん検診(胃内視鏡検査)精度管理調査結果【検診機関】

医療機関所在地 (受託医療機関数)	加賀市 (6)	小松市 (12)	能美市 (7)	白山市 (12)	野々市市 (13)	津幡町 (3)	内灘町 (1)	七尾市 (8)	穴水町 (1)	珠洲市 (1)	能登町 (3)	金沢市 医師会 (91)
集団・個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
回答医療機関数	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	－
1. 対象者への説明												
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しましたか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(2) 精密検査の方法について説明しましたか(胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行うこと、及び生検の概要など)	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(4) 検診の有効性(胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(5) 検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
2. 問診、胃内視鏡検査の精度管理												
(1) 検診項目は、問診に加え、胃内視鏡検査としましたか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(2) 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(4) 胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件 ^ア は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアルを参考にし、仕様書に明記しましたか	6	12	6	12	13	3	1	8	1	1	3	○
3. 胃内視鏡画像の読影の精度管理												
(1) 胃内視鏡画像の読影に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアルを参考にを行いましたか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(2) 胃内視鏡検診運営委員会(仮称)、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェックを行いましたか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(3) 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得していますか	6	12	7	11	13	3	1	8	1	1	3	○
(4) 胃内視鏡画像は少なくとも5年間は保存していますか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(5) 胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
4. システムとしての精度管理												
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされましたか	6	12	7	11	12	3	1	8	1	1	3	○
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査 結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか	6	12	7	12	13	3	1	8	1	1	3	○
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の胃がん専門家を交えた会)を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか	6	12	7	12	13	3	1	7	1	0	3	○
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか	5	12	5	12	13	3	1	7	0	0	3	○
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行いましたか	5	12	6	12	13	3	1	7	0	0	3	○
(7) 都道府県的生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	6	12	7	12	13	3	1	7	1	0	3	○
評価	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	A
評価Aの医療機関数	5	12	5	11	12	3	0	7	0	0	3	－
評価Bの医療機関数	1	0	2	1	1	0	1	1	1	1	0	－
評価Cの医療機関数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
評価Dの医療機関数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
評価Zの医療機関数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－

【評価】
A：22項目全て満たす
B：1～6項目満たしていない
C：7～12項目満たしていない
D：13項目以上満たしていない
Z：回答なし